

宮城県特別支援教育将来構想
実施計画（前期）

（平成27年度～平成31年度）

平成27年3月

宮城県教育委員会

目 次

I	はじめに	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の構成	1
II	各学校等の現状と課題	1
1	小・中学校	1
2	特別支援学校	1
3	高等学校	1
III	実施計画の推進に当たって	2
IV	具体的な取組	3
1	自立と社会参加	3
2	学校づくり	4
3	地域づくり	6
V	新将来構想実施計画（前期）の施策体系	7

I はじめに

1 策定の趣旨

特別支援教育将来構想（以下「新将来構想」という。）は、その計画期間を平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10年間としています。

新将来構想の推進に当たっては、「障害の有無によらず、全ての児童生徒が心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」との基本的な考え方のもと、重点的に行うべき取組や優先度の高い取組を効果的かつ効率的に実施していくことが必要です。

このことから、新将来構想の計画期間を前期・後期に区分し、当面5か年を計画期間とする実施計画（前期）を策定し、その着実な実施と進行管理を図るものです。

2 計画の構成

この計画は、各学校等の現状と課題を踏まえ、新将来構想の基本的な考え方のもと目標として掲げる「自立と社会参加」、「学校づくり」、「地域づくり」ごとに主な取組の内容や年次計画等を示しています。

II 各学校等の現状と課題

特別な支援を必要とする児童生徒が増加している中、就学前の乳幼児期の早い段階から、教育だけでなく、医療や福祉、保健分野と連携し、より専門的な教育相談・支援の充実を図るとともに、必要な情報を適切に就学先へ引き継ぐ体制の確立が必要となっています。

1 小・中学校

自閉症児等、一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の更なる整備・充実とともに、教員の専門性の更なる向上と「個別の教育支援計画」等の作成・活用の促進を図る必要があります。

2 特別支援学校

知的障害特別支援学校の狭隘化や児童生徒の障害の重度・重複化、多様化する児童生徒の教育的ニーズに応えるため、教育環境の整備が求められています。そのようなことから、居住地校学習の推進や一人一人の進路の実現に向けた取組を含めた適切な指導が計画的・継続的に実施できるよう、教育課程の創意工夫、教員の専門性向上、狭隘化の改善に向けた対応が必要です。また、就学先の決定にあたっては、本人、保護者、市町村教育委員会が早期から計画的・継続的に教育相談等を実施し、合意形成を図る必要があります。

3 高等学校

特別な支援を必要とする生徒が増加していることから、校内委員会が計画的に開催され、その役割が十分機能するよう、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の更なる整備・充実が求められています。また、発達障害等の生徒等、一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、教員の専門性の更なる向上と「個別の教育支援計画」等の作成・活用の促進を図る必要があります。

Ⅲ 実施計画の推進に当たって

この計画は、新将来構想の基本的な考えのもと、特別支援教育を取り巻く動きや各学校等の現状と課題を踏まえながら取組を推進していきます。

具体的には、乳幼児期から育ちを支える関係者の連携体制の構築や卒業後の心豊かな生活を実現する支援体制の充実により、「切れ目のない支援体制」の確立に取り組みます。

また、障害のある児童生徒の教育的ニーズに対応するため、柔軟で連続した「多様な学びの場」の整備や、専門性のある教員等による適切で一貫した指導・支援のほか、学習の質・効果を高める教育環境の整備に取り組みます。

あわせて、共生社会の実現に向けた県民の意識醸成や障害の理解促進、市町村への支援の充実と連携強化に取り組みます。

このような取組をとおして、新将来構想に掲げる「自立と社会参加」、「学校づくり」、「地域づくり」の3つの目標の実現を目指します。

Ⅳ 具体的な取組

1 自立と社会参加

障害のある児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備

主な取組	区分	取組内容	H27	H28	H29	H30	H31		
就学相談活動 支援事業	継続	<p>○ 各教育事務所や市町村教育委員会等の担当者を対象に、就学指導の在り方及び就学事務手続の方法等について「就学児就学事務説明会」を行うとともに、障害のある子どもの適切な就学先決定や教育相談に関する研修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学事務説明会（年1回） ・ 就学に関する研修会（年1回） ・ 就学相談会（各市町村の希望による） 	→						
特別支援教育 総合推進事業	継続	<p>○ 発達障害を含む障害のある全ての幼児児童生徒を支援するため、県は特別支援連携協議会を設置するなど、各市町村における支援体制の更なる整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県特別支援連携協議会（年2回） ・ 体制整備に関する研修会（年1回） ・ 個別の教育支援計画の活用・充実 <p>○ ライフステージに応じ一貫した支援を行うため、推進地域における関係機関と更なる連携を図り、早期からの教育相談・支援体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村特別支援連携協議会 ・ 市町村特別支援教育コーディネーター連絡会 ・ 療育相談 <p>（上の3事業は、県との連携に基づき、各市町村で実施）</p>	→						
特別支援学校 進路指導充実 事業	継続	<p>○ 特別支援学校に在籍する児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた進路指導を行うため、関係機関によるネットワークの構築及び就労後の支援の更なる充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校進路指導連絡協議会（年1回） ・ 特別支援教育進路指導充実事業研修会 県内（北・中・南）3ブロック 	→						
高等学園就業 定着支援事業	新規	<p>○ 在学中から教育・福祉・労働等との連携を図り、「個別の移行支援計画」を活用した支援に取り組むなど、地域の支援体制のもと就労の定着と社会的な自立に向け、円滑な移行を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村における支援体制の構築 ・ 個別の移行支援計画の作成・活用 	→						

2 学校づくり

障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

主な取組	区分	取組内容	H27	H28	H29	H30	H31
共に学ぶ教育 推進モデル事業	新規	<p>○ 障害のある（特別な支援が必要な）児童生徒が地域の学校に在籍し、障害のない児童生徒と「共に学ぶ」場合に必要な効果的な教育方法や校内体制の確立に向けて、モデル校・モデル地域を指定して、各種専門家、指導主事、特別支援学校地域支援担当者等の派遣により支援を行う。</p> <p>また、事業により得られた個々の教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」等を活用した具体的支援の実践例を集積し、その普及啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル地域（1地域3校）、モデル校（8校）における実践研究 ・ 共に学ぶ教育推進体制の構築 ・ 専門家チームの組織と活用 					
医療的ケア推進 事業	継続	<p>○ 教育の機会均等の趣旨に則り、児童生徒の健康管理に配慮した学習機会の保障に努めるため、医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校に看護師を配置し、経管栄養や喀痰吸引等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校における医療的ケアの実施 ・ 医療的ケア研修会（年1回） ・ 医療的ケア情報交換会（年1回） ・ 巡回指導医情報交換会（年1回） 					
ICT活用事業	新規	<p>○ 大学や関係機関との連携を図るとともに、モデル事業等を実施するなど、ICTを活用した指導方法の工夫及び教材等の充実を図る。</p>					
教員の専門性・ 指導力向上	継続	<p>○ 県立特別支援学校において幼稚園、小・中、高等学校等へ必要な助言や支援の充実を図るとともに、大学や各研修機関との連携強化を図り、特別支援学校教諭免許状の更なる取得促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育に関する研修会 ・ 地域支援推進事業 ・ 特別支援教育研修充実事業 					

主な取組	区分	取組内容	H27	H28	H29	H30	H31		
特別支援教育 研修充実事業	継続	<p>○ 地域や校内における中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを、計画的に養成するとともに、通常の小・中、高等学校等の特別支援教育担当者等を対象に、特別支援学校において研修を行うほか、管理職を対象に、特別支援教育に関する研修を行うなど、実践的指導力の更なる向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーター養成研修 (新担当者：2日、経験者：1日、地域支援担当者：6日) 管理職研修 特別支援教育担当教員等実践研修（4日） 	→						
地域支援推進 事業	継続	<p>○ 県立特別支援学校のセンター的機能を発揮し、早期からの相談・支援や地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等への更なる支援を行うとともに、特別支援教育に関する研修会のほか、地域支援の在り方を探る研修会等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校等からの相談（電話・来校） 各学校等への訪問・助言 (研修会講師等を含む) 県内（北・中・南）3ブロック研修会 地域支援在り方研究会（2回） 検査及び検査器具の貸与等 	→						
教育環境整備の 推進	継続	<p>【狭隘化への対応】</p> <p>○ 仙台圏域知的障害特別支援学校の分校等の設置を進める。</p> <p>○ 県有施設の更なる活用を進める。</p> <p>【軽い知的障害のある生徒への対応】</p> <p>○ 高等学園の開設、高等学園の収容定員の拡大等、環境の整備を推進する。</p> <p>【施設の改築、改修】</p> <p>○ 計画的な改築・改修により環境を整備する。</p>	→		→		→		→

3 地域づくり

生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

主な取組	区分	取組内容	H27	H28	H29	H30	H31
インクルーシブ教育システム推進事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地にある小・中学校において交流及び共同学習を行い、社会参加や、地域における特別支援教育に関する理解の更なる促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住地校学習推進事業 ○ 交流及び共同学習の更なる充実を図り、障害のある児童生徒への「合理的配慮」の在り方を明らかにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流及び共同学習推進事業（モデル地域） 	→				
市町村教育委員会教育支援サポート事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村におけるインクルーシブ教育を推進するため、市町村教育委員会の要請に応じ職員を派遣し、本人・保護者との合意形成に努めるなど教育支援体制の更なる充実を図るとともに、障害のある児童生徒の適切な就学を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育支援年間計画作成支援 ・ 就学相談員育成支援 ・ 教育支援資料作成支援 ・ 教育支援委員会企画運営支援 ・ 担当者及び就学相談員研修（年1回） 	→				
特別支援教育の推進に向けた普及啓発	新規	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育将来構想の周知を図るとともに、モデル事業等の成果を発表し普及に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来構想及び将来構想実施計画説明会（各教育事務所・地域事務所管内ごと） ・ 共に学ぶ教育推進事業成果発表会（年1回） 	→				

V 新将来構想実施計画（前期）の施策体系

基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。



目標

目標の実現に向けて

目標1
【自立と社会参加】
障害のある児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備

- 乳幼児期（早期）からの支援体制の充実
 - ・ 教育相談・支援体制の整備・充実
- 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実
 - ・ 「個別的教育支援計画」、「個別の移行支援計画」、「個別の指導計画」による一貫した指導・支援
 - ・ 日常生活におけるQOL向上に向けた指導の充実
- 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実
 - ・ 社会的存在としての人間の生き方の観点を重視した勤労観や職業観を育む体制の充実
 - ・ 企業や労働及び福祉関係機関との連携

目標2
【学校づくり】
障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

- 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現
 - ・ 校内体制の充実・強化
 - ・ ICTの活用（教材等）
 - ・ 障害の特性に応じた指導の工夫
 - ・ 教育課程の見直し及び「個別の指導計画」を活用した個に応じた指導の充実
 - ・ 教育的ニーズに応える教育環境の整備
 - ・ 地域教育資源の活用
- 学習の質を高めるための教員の専門性向上
 - ・ 研修の充実による小・中、高等学校等の特別支援教育担当者の実践的指導力向上
 - ・ 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化
- 学習の質・効果を高めるための環境整備
 - ・ 狭隘化対策の推進

目標3
【地域づくり】
生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

- 共生社会の実現を目指した理解促進
 - ・ 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進
 - ・ インクルーシブ教育システムの理解促進
- 市町村教育委員会への支援充実
 - ・ 市町村教育委員会が適切な教育支援を行える体制の充実
 - ・ 市町村教育委員会職員の専門性向上

目標	主な取組	区分	取組内容	対象					年度						
				幼	小	中	高	社	27	28	29	30	31		
自立と社会参加	就学相談活動支援事業	継続	○ 各教育事務所や市町村教育委員会等の担当者を対象に、就学指導の在り方及び就学事務手続の方法等について「就学児就学事務説明会」を行うとともに、障害のある子どもの適切な就学先決定や教育相談に関する研修会を実施する。	○	○	○									
	特別支援教育総合推進事業	継続	○ 発達障害を含む障害のある全ての幼児児童生徒を支援するため、県は特別支援連携協議会を設置するなど、各市町村における支援体制の更なる整備を図る。 ○ ライフステージに応じた支援を行うため、推進地域における関係機関と更なる連携を図り、早期からの教育相談・支援体制を構築する。	○	○	○	○								
	特別支援学校進路指導充実事業	継続	○ 特別支援学校に在籍する児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた進路指導を行うため、関係機関によるネットワークの構築及び就労後の支援の更なる充実を図る。	○	○	○	○								
	高等学園就業定着支援事業	新規	○ 在学中から教育・福祉・労働等との連携を図り、「個別の移行支援計画」を活用した支援に取り組むなど、地域の支援体制のもと就労の定着と社会的な自立に向け、円滑な移行を支援する。					○	○						
学校づくり	共に学ぶ教育推進モデル事業	新規	○ 障害のある（特別な支援が必要な）児童生徒が地域の学校に在籍し、障害のない児童生徒と「共に学ぶ」場合に必要効果的な教育方法や校内体制の確立に向けて、モデル校・モデル地域を指定して、各種専門家、指導主事、特別支援学校地域支援担当者等の派遣により支援を行う。 また、事業により得られた個々の教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」等を活用した具体的支援の実践例を集積し、その普及啓発を図る。			○	○								
	医療的ケア推進事業	継続	○ 教育の機会均等の趣旨に則り、児童生徒の健康管理に配慮した学習機会の保障に努めるため、医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校に看護師を配置し、経管栄養や喀痰吸引等を行う。			○	○	○							
	ICT活用事業	新規	○ 大学や関係機関との連携を図るとともに、モデル事業等を実施するなど、ICTを活用した指導方法の工夫及び教材等の充実を図る。			○	○	○							
	教員の専門性・指導力向上	継続	○ 県立特別支援学校において幼稚園、小・中、高等学校等へ必要な助言や支援の充実を図るとともに、大学や各研修機関との連携強化を図り、特別支援学校教諭免許状の更なる取得促進を図る。	○	○	○	○								
	特別支援教育研修充実事業	継続	○ 地域や校内における中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを、計画的に養成するとともに、通常の小・中、高等学校等の特別支援教育担当者等を対象に、特別支援学校において研修を行うほか、管理職を対象に、特別支援教育に関する研修を行うなど、実践的指導力の更なる向上を図る。			○	○	○							
	地域支援推進事業	継続	○ 県立特別支援学校のセンター的機能を発揮し、早期からの相談・支援や地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等への更なる支援を行うとともに、特別支援教育に関する研修会のほか、地域支援の在り方を探る研修会等を実施する。	○	○	○	○	○							
	教育環境整備の推進	継続	【狭隘化への対応】 ○ 仙台圏域知的障害特別支援学校の分校等の設置を進める。 ○ 県有施設の更なる活用を進める。 【軽微知的障害のある生徒への対応】 ○ 高等学園の開設、高等学園の収容定員の拡大等、環境の整備を推進する。 【施設の改築、改修】 ○ 計画的な改築・改修により環境を整備する。	○	○	○	○								
地域づくり	インクルーシブ教育システム推進事業	継続	○ 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地にある小・中学校において交流及び共同学習を行い、社会参加や、地域における特別支援教育に関する理解の更なる促進を図る。 ○ 交流及び共同学習の更なる充実を図り、障害のある児童生徒への「合理的配慮」の在り方を明らかにする。			○	○								
	市町村教育委員会教育支援サポート事業	継続	○ 各市町村におけるインクルーシブ教育を推進するため、市町村教育委員会の要請に応じ職員を派遣し、本人・保護者との合意形成に努めるなど教育支援体制の更なる充実を図るとともに、障害のある児童生徒の適切な就学を支援する。	○	○	○	○								
	特別支援教育の推進に向けた普及啓発	新規	○ 特別支援教育将来構想の周知を図るとともに、モデル事業等の成果を発表し普及に努める。	○	○	○	○	○							